○農林水産省告示第九百十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人和歌山有機認証協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十四年五月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地　和歌山県和歌山市小松原通三丁目二十二

変更後の事業所の所在地　和歌山県和歌山市毛見浜端九百九十六―二

○農林水産省告示第九百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録外国認定機関から登録の更新の申請が有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号　平成二十年九月二日　第二十二号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

カナディアン　シード　インスティテュート

カナダ　オンタリオ州　オタワ　キャサリンストリート　二四〇―二〇〇

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録の有効期間満了日　平成二十四年九月一日

○国土交通省告示第四百十七号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

別表高速自動車国道常磐自動車道の項中「広野インターチェンジ」の下に「、南相馬インターチェンジ、相馬インターチェンジ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年四月八日から施行する。

○国土交通省告示第四百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十一年十二月二十四日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県越谷市相模町三丁目、相模町五丁目の各一部、大成町三丁目、大成町五丁目、大成町六丁目、大成町七丁目の各一部、川柳町六丁目の一部、東町七丁目の全部及び東町二丁目、東町四丁目、東町六丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県越谷市西方一丁目三千三百四十番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十一年十二月二十四日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十四年四月六日

○国土交通省告示第四百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒木川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県鯖江市

別司町

四八字大門　一番から三番まで

六九字小坂境　一番から三番まで

四番一及び四番二

五番一及び五番二

六番から八番まで

九番一から九番三まで

一〇番及び一一番

河和田町

一字上荒木

九番から一九番まで

二〇番一及び二〇番二

二一番及び二二番

二三番一及び二三番二

二四番

二五番一及び二五番二

二六番から四五番まで

四六番一及び四六番二

四七番

四八番一及び四八番二

四九番から五一番まで

五二番一及び五二番二

五三番

五四番一及び五四番二

五五番一及び五五番二

五六番

五七番一及び五七番二

五八番一及び五八番二

五九番から六四番まで

一番から四番まで

二字下荒木

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県鯖江市

別司町

四八字大門　六番二　一号

四番　二号

六九字小坂境　一一番　三号

河和田町

一字上荒木　八番　四号

七番　五号から七号

二字下荒木　六番一　八号

八番　九号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂ノ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十四年建設省告示第二千三十号で指定した車持川の土地の区域を除く。）

福井県大飯郡高浜町上車持

二字平野　一番　二番一及び二番二

五番三

八番及び九番

一一番から三二番まで

三四番から四六番まで

四七番一から四七番三まで

四八番一

四九番から六二番まで

六三番一から六三番七まで

三字坂ノ谷

四番から一六番まで

一七番一及び一七番二

一八番及び一九番

二〇番一

二〇番三

二一番から三一番まで

三二番一及び三二番二

三三番から三六番まで

○国土交通省告示第四百二十号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号

自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号

二　変更後の登録校正実施機関の名称

一般社団法人　日本自動車機械工具協会